

第 1 章 平成17年度農林水産行政の概観

第 1 節 農 業

1 施策の背景

農林水産業・農山漁村は、食料の安定供給をはじめ、国民の「いのち」や「くらし」の基盤をなす重要な役割を担っている。しかし、近年、内外の諸情勢の変化を受けて、①食料自給率が低下し、カロリーベースで40%と先進国中最低の水準となっている中で、国内農業生産をいかに増大させるか、②豊かな食生活が実現する一方、BSE の発生などを契機に食品の安全性についての関心が高まる中で、消費者のニーズが鮮度や品質、安全・安心等にシフトしていることに対応していくか、③農業者の減少・高齢化や耕作放棄地の増加などによる生産構造の脆弱化が進んでいることに対応し、農地を有効に活用し、持続的・安定的な国内生産をいかに確保するか等が大きな課題となっている。

こうした課題を踏まえ、平成11年には、農業基本法に代え、新たに食料・農業・農村基本法が制定された。旧基本法が農業と他産業との間の生産性と生活水準の格差の是正を目指したものであったのに対し、新基本法は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮等を基本理念とし、食料・農業・農村に期待される役割と目指すべき政策方向を示したものである。

また、平成12年にはこの基本法に基づき、概ね10年を見通し、政府が講ずべき施策等を明らかにした「食料・農業・農村基本計画」を策定したところであるが、消費者ニーズの多様化・高度化、農業の構造改革の立ち遅れ、グローバル化の進展といった経済社会情勢の変化を踏まえ、平成17年3月に新たな基本計画を策定したところであり、目標を明確化する等により、スピード感を持って改革を推進していくこととしている。

2 講じた施策の重点

新たな基本計画においては、食料自給率の向上に向けた取組、食の安全と消費者の信頼確保、担い手の経営に着目した経営安定対策への転換や、担い手への農

地の利用集積の促進、高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開などの政策の方向付けを行われたところである。

基本計画の目標及び課題等の実現に向けて、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策、国際交渉への取組を総合的に展開した。

(1) 食料の安定供給の確保

ア 米国産牛肉輸入問題

米国及びカナダにおける BSE 発生に関しては、科学的知見に基づき、食の安全・安心の確保を大前提として協議を行い、17年12月に輸入を再開した。18年1月、動物検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉が確認されたことを受け、直ちに、米国からの牛肉等の輸入手続きを停止した。

イ 食品表示の信頼の回復

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に関する調査会と食品衛生法に関する審議会との共同開催である「食品の表示に関する共同会議」において表示基準をわかりやすく見直すとともに、表示基準に従った適正な表示がなされるよう強力に監視指導を行うこと等により、消費者が安心して食品を選択できる環境の整備に努めた。

また、既存の JAS 規格を順次見直すとともに、流通方法に特色のある農林物資の JAS 規格の制定を可能とする JAS 制度の改正、生産情報公表農産物や有機畜産物の JAS 規格等新しいニーズに対応した JAS 規格の制定を行った。

ウ 「食育」の推進

平成17年7月に施行された食育基本法に基づく「食育推進基本計画」を策定するため、食育推進会議（会長：内閣総理大臣）の決定に基づいて食育推進基本計画検討会において検討を行い、18年3月、食育推進会議において「食育推進基本計画」を決定した。また、関係府省等が連携しつつ広報啓発活動等を行った。

エ 「食事バランスガイド」の策定と普及・活用の促進

食生活指針を実践するための情報提供を図るため、厚生労働省と農林水産省が連携して、国民一人

一人が食生活の問題点を把握し、健全な食生活の実現に向けた具体的な行動に結び付けることができるよう、1日に「何を」「どれだけ」食べればよいかをわかりやすく示した「食事バランスガイド」を17年6月に策定した。

様々なメディア等の活用を通じて「食事バランスガイド」の情報を提供するなど国民への幅広い啓発・普及活動を行うとともに、外食、小売店等の食品産業による「食事バランスガイド」の活用を促進するためのマニュアルを策定した。

オ 地産地消の推進

消費者ニーズに対応した農産物の供給を促進するとともに、消費者の農業や食に対する理解を深め、消費者の信頼の確保や元気な産地づくりにつながる、生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを進めるため、地産地消の推進施策を取りまとめた地産地消推進行動計画を策定した。また、有識者による地産地消推進検討会を開催し、今後の推進方向を示す地産地消推進検討会中間取りまとめを17年8月に公表した。

(2) 農業の持続的な発展

ア 経営安定対策の確立

我が国の農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、すべての農業者を対象として品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策の平成19年産からの導入に向けた検討を行った。

具体的には、対策の円滑な導入に資するために必要な調査・検討や交付システムの設計を行うとともに、17年10月には、対策の対象者の要件等を「経営所得安定対策等大綱」において決定した。

イ 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

地域の話合いと合意に基づき、将来にわたって地域農業を担う、意欲ある担い手の育成・確保に向けた運動を強力に展開した。

具体的には、農林水産省と農業関係団体等からなる組織（全国担い手育成総合支援協議会）が連携・協力し、共通の取組方針に沿って、担い手育成・確保に向けた全国的な運動を展開した。

また、各種事業において、認定農業者を中心とする担い手への支援の集中化・重点化をより徹底する観点から、事業対象者要件の見直し、担い手への事業効果要件の設定等、担い手に関する要件の見直

し・改善を図った。

ウ 農地の有効利用の促進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現し、食料自給率の向上及び生産振興に資するため、担い手への農地の利用集積や新規参入の促進、体系的な耕作放棄地対策の整備等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の改正を行い、その着実な実施を図った。

エ 農地の効率的利用のための新規参入の促進

農地の効率的利用を促進するとともに、新たな担い手の育成・確保に資するため、意欲と能力のある者の農業への新規参入の促進を図った。その一環として、市町村等との間で適正に農業を行う旨の協定を締結すること等を要件に、耕作放棄地等が相当程度存在する地域において農業生産法人以外の株式会社等の法人についても農業への参入を可能とするため、農業経営基盤強化促進法及び農地法の改正を行った。また、そのような地域においては、農地の権利取得の際の下限面積要件を引き下げることができるよう、農地法施行規則の改正を行った。

(3) 農 村 の 振 興

ア 農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築

農村の構造変化等に対応し、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進するため、平成19年度からの必要な施策の導入に向け、地域の実態把握や保全管理の手法の検討等を行う調査を実施した。

イ 地域の特徴を活かした多様な取組の推進

地域の個性を活かした自発的・独創的な経営感覚により、農林水産業を核とした、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた自律的な取組である「立ち上がる農山漁村」を30事例選定し、全国に発信・奨励することにより、農山漁村における「地域自ら考え行動する」意欲あふれた取組の推進を行った。

民間が主体となって構成されている「オーライ！ニッポン会議」の活動に対する支援や、都市と農山漁村の共生・対流を進めている優良事例の表彰等を通じて、都市側とも協調・連携した取組を支援し、国民的な運動を推進した。

ウ 都市と農村の交流の促進

都市と農山漁村の共生・対流という国民運動の一環として、グリーン・ツーリズムの提案・普及を図るため、都市部のニーズに応じた農村情報の受発信機能の充実・強化を図った。また、農村におけるグリーン・ツーリズムビジネスの起業家等の支援・育

成、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備及びNPO法人等多様な取組主体の育成等について、関係各省が連携しつつ総合的に推進した。

さらに、農林漁業体験民宿の登録制度のより一層の活用を図るため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」について、所要の改正を行った。

(4) 国際交渉への取組

ア WTO 交渉における取組

12年から開始されたWTO農業交渉において、我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、食料輸入国と輸出国に対する規律の間でバランスのとれた貿易ルールの確立を目指しているところである。

WTO交渉は、16年7月に枠組み合意が成立し、17年12月に香港で開催された第6回WTO閣僚会議では、すべての形態の輸出補助金を25年までに撤廃すること、貿易わい曲的国内支持の3階層による定率削減、関税削減の4階層の階層方式等、これまでの議論で収れんのみられた事項が盛り込まれた閣僚宣言が採択され、18年4月末までにモダリティを確立し、7月末までに各国が譲許表案を提出することが合意された。

18年1月以降、4月末までにモダリティを確立すべく精力的に交渉が進められ、我が国としても、主要国の議論の場であるG6や農業交渉会合等において積極的に議論を行った。しかし、各国の意見の収れんはみられなかったため、モダリティの合意には至らなかった。

イ EPA / FTA への取組

アジア諸国とのEPA / FTAについては、我が国食料輸入の安定化・多元化や食の安全・安心の確保、ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、アジアの農山漁村地域の貧困解消を図るなど、積極的に取り組んだ。

既に大筋合意に達しているフィリピン、タイとの間では、早期の発効に向け、協定案文の確定作業を行うとともに、インドネシアなど他のアセアン諸国、韓国、さらに18年2月に交渉が開始されたチリとの間では、農林水産分野の交渉に積極的に取り組んだ。

(5) その他重要施策

ア 食料自給率向上に向けた計画的な取組

平成17年4月に、政府、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体等の関係者からなる食料自給率向上協議会を設立

し、5月には、同協議会において、「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」を策定した。これに沿って、食料自給率向上に向け、関係者が一体となって、工程管理を適正に行いつつ、計画的な取組の推進に努めた。

イ 農業協同組合系統組織の再編整備

全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）を含む農協系統の経済事業改革への取組については、省内に「経済事業改革チーム」を設置し、「経済事業のあり方の検討方向について（中間論点整理）」（17年7月）を取りまとめ、経済事業のあるべき姿を提示して全農に改革の実行を求め、強力に指導した。

なお、全農に対しては、業務改革を目に見える形で早期に実行させるため、17年10月に、業務改善命令を発出し、事業の検証・見直しなどの改革を具体化した改善計画を策定し、直ちに実行するよう命じた。また、農協系統の適正な事業運営を確保するため、農協系統に対する検査を実施した。

(6) 食料、農業及び農村施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

ア 政府一体となった施策の推進

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策の推進を図った。

イ 施策の工程管理と評価

基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、基本計画の策定と同時に、それぞれの施策について、推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を明確にした工程表を作成しており、この工程表に沿って、それぞれの施策の具体化を推進するとともに、進捗管理を適切に行った。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「農林水産省政策評価基本計画」等に即して、政策評価を引き続き積極的に推進し、17年12月には、「政策評価に関する基本方針」の改定等を踏まえ、新たな「農林水産省政策評価基本計画」を策定するとともに、政策分野や目標等の見直しを行った。

3 財 政 措 置

以上の重点施策を始めとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保・充実に努め、平成17年度農業関係予算一般会計予算額は、総額2兆2,759億円となった。

また、平成17年度の農林水産省関係の財政投融资計

画額は2,250億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,800億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

遊休農地の発生防止と解消を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る協議により遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合又は特定農業法人が取得した場合に、次の措置を講ずることとした。

- ア 農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合の特別控除制度（800万円）の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る協議により特定遊休農地を特定農業法人に譲渡した場合を追加
- イ 特定の資産の買換え特例制度の適用対象に農業経営基盤強化促進法に基づく勧告に係る買入協議により特定農業法人が取得する農用地区域等内にある土地等を追加
- ウ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→0.8%）の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により特定農業法人が特定遊休農地を取得した場合を追加

(2) 地 方 税

特定農業法人が農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議等により農用地区域内にある特定遊休農地を取得した場合の課税標準についての特例措置（取得価格の1/3を控除）を創設した。

5 農 業 金 融

制度金融については、農林漁業金融公庫融資制度について、農業経営基盤強化資金（円滑化貸付）の貸付限度額の拡充、経営体育成強化資金の貸付金使途の追加等の改正を行った。また、農業近代化資金制度については、三位一体の改革により、平成17年度から、都道府県に対する国の助成を廃止・税源移譲した。

一方、組合金融については、銀行代理業制度の創設等を措置する「銀行法等の一部を改正する法律」の中で農業協同組合法等を改正し、農協等にも特定信用事業代理業制度を導入する等の措置をとった。また、平成18年度末から実施されるパーゼルII（新しい自己資本比率規制）のうち、第1の柱である最低所有自己資本比率の規制に対応した自己資本比率告示の改正を行った。

6 立 法 措 置

- 第162回国会（通常国会）において、
- ・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」
 - ・「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律」
 - ・「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律」
 - ・「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律」
 - ・「種苗法の一部を改正する法律」
- 等が成立した。
- また、第164回国会（通常国会）において、
- ・「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」
- 等が成立した。

第2節 林 業

1 施 策 の 背 景

森林は、多面的機能の発揮を通じて私たちの生活と深く結びつき、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」として、様々な恩恵を私たちに与えている。森林の二酸化炭素吸収・貯蔵機能は、地球温暖化防止のための国際枠組である気候変動枠組条約や京都議定書において重要性が認識されている。特に、京都議定書で我が国が約束した温室効果ガスの削減目標の達成に向け、森林による二酸化炭素の吸収量を確保することが重要な課題となっている。また、台風等の自然災害が相次いだこともあり、山地災害の防止機能や洪水の緩和機能への期待は高い。さらに、森林は生物多様性保全機能や保健・レクリエーション機能、林産物の供給機能等を含め、私たちの生活を守る上で重要な多くの機能をもっている。

一方、採算性の悪化等により林業生産活動が停滞しており、この結果、森林の健全性を確保するために必要な間伐、保育等の施業が十分に行われない森林や、伐採後の植林が行われない森林がみられるなど、森林の管理水準の低下が危惧される状況となっている。このままでは、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮を確保することが困難になるおそれがあり、森林の整備・保全を着実に進めていくことが必要である。

平成17年度においては、森林・林業基本計画に沿って、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）の第2ステップにおける施策をはじめとする森

林・林業施策を、関連する施策と連携を図りつつ、国民が快適で安心できる暮らしや豊かさを享受できるよう総合的に展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 地球温暖化の防止等の森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

重視すべき機能に応じた健全な森林の育成に向けて、複層林化、長伐期化等の森林づくりを進め、併せて、森林施策に不可欠な路網の整備を環境への配慮と効果的な路網の組合せ等を図りつつ、計画的に推進した。特に、団地化によって効率的な間伐を実施するための条件整備を図りつつ強力に推進した。

また、森林の現況や災害の発生状況に応じた治山施設の整備や保安林の適切な管理・保全、森林被害に対する防除対策を推進した。

さらに、地球温暖化防止に向けた森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成が図られるよう、森林ボランティア活動の支援、緑化活動や体験活動の機会の提供を推進するとともに、二酸化炭素吸収量の報告・検証体制を強化するため、森林資源情報の収集システムの整備等を推進した。

このほか、自然災害等に対し所要の災害対策を講じた。

(2) 都市と山村の共生・対流の推進等による山村の振興

地域の森林資源等を活かした新たなビジネス創出のための条件整備等、魅力ある山村づくりを支援した。

また、森林環境教育や里山林等を活用した健康づくり等、森林の多様な利用とそれに応じた森林の整備を推進し、交流・体験の場・機会の創出に努めた。

(3) 林業の持続的かつ健全な発展の確保

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造の確立に向けて、意欲ある林家や会社、森林組合、素材生産業者等を、経営規模の拡大支援、競争力ある木材産地形成のための施設整備等により育成した。

また、「緑の雇用担い手育成対策事業」等により、森林整備の担い手として必要な専門的技能・技術等を習得させる研修等を行いつつ、林業就業者を確保・育成した。

農山村地域の貴重な収入源である特用林産物については、その生産・供給体制の整備とともに、需給情報の提供等を行い振興を図った。

(4) 林産物の供給及び利用の確保

構造改革を通じた木材産業の事業基盤の強化、木材産業への原木の安定供給、需給情報の整備等により、流通及び加工の合理化等を図った。

また、林産物利用の意義に関する国民への情報提供と普及、未利用資源を含む林産物の新規需要の開拓、住宅や公共部門等への地域材利用の拡大を促進した。

(5) 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林の機能、地球温暖化対策、木質資源の有効利用等に係る研究・技術開発及び林木の新品種の開発、遺伝資源の収集保存等の林木育種を都道府県の試験研究機関、大学、民間等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に推進した。

(6) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、事業運営の効率化を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けて取り組んだ。

(7) 森林・林業分野における国際的取組の推進

世界における持続可能な森林経営の推進のための国際協力、地球温暖化問題への対応や適切な木材貿易を推進した。

3 財 政 措 置

(1) 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を実施するため、林業関係の一般会計予算(表-1)、国有林野事業特別会計予算(表-2)及び森林保険特別会計予算(表-3)の確保に努めた。

表-1 林業関係の一般会計予算額

(単位: 百万円)

区 分	17 年 度
治山事業の推進	139,635
森林整備事業の推進	184,192
災害復旧等	75,845
保安林等整備管理	685
森林計画	2,073
森林の整備・保全	4,556
林業・木材産業等振興対策	15,967
林業試験研究及び林業普及指導	14,083
森林病虫害等防除	2,503
林業金融	1,026
国際林業協力	382
森林整備地域活動支援対策	7,419
その他	60,204
合 計	508,571

注: 1) 予算額は補正後のものである。

2) 地域再生基盤強化交付金措置額を含む。

3) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

表－2 国有林野事業特別会計予算額

		(単位：百万円)
区	分	17 年 度
国有林野事業勘定		379,570
治山勘定		173,511

注：1) 予算額は補正後のものである。

2) 治山勘定には負担金を含む。

表－3 森林保険特別会計予算額

		(単位：百万円)
区	分	17 年 度
森林国営保険事業・歳出		5,685

(2) 森林・山村に係る地方財政措置

森林・山村に係る地方財政措置については、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進した。

森林・山村対策の具体的な措置としては、①公的 관리が必要な民有林における市町村、森林整備法人等による整備等に要する経費、②都道府県が単独事業として実施する緑の雇用担い手育成対策等に要する経費、③森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を確保するための経費、④地域材利用のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマスエネルギー利用促進対策及び木材乾燥施設の整備促進等に要する経費に対して引き続き交付税措置を講じるとともに、⑤ふるさと林道緊急整備事業に要する経費に対しても引き続き起債措置及び交付税措置を講じた。

この中で、新たに、⑥緑の雇用担い手育成対策の実施主体として市町村を追加するとともに、緑の雇用研修終了者の所得機会確保のための起業支援に対する交付税措置を講じたほか、⑦地域材を利用した住宅建設に対する補助等を行う実施主体に市町村を追加した。

国土保全対策の具体的な措置としては、①ソフト事業として、U・I ターン受入れ対策、森林管理対策、後継者対策等国土保全に資する施策を推進するための事業に必要な経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を負担した場合の特別交付税措置、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備、第3セクターの設立のための出資等に要する経費の起債措置を引き続き実施した。

また、農林水産省所管の国庫補助事業と地方単独事業との連携により、農山漁村地域の総合的振興を図る農山漁村地域資源活用促進事業を実施した。

4 立法措置

第162回国会において「森林組合法の一部を改正する法律」が成立し、平成17年度に施行された。

5 税制上及び金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制及び金融措置を講じた。

所得税については、山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長した。法人税については、植林費の損金算入の特例措置の適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。登録免許税については、森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置について、税率を見直した上、その適用期限を2年延長するなどの措置を講じた。固定資産税については、地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の特例措置について、課税標準を見直した上、適用期限を2年延長した。

林業・木材産業改善資金の貸付け等を行う都道府県に対し貸付けに用いる資金の造成に必要な経費を助成したほか、木材産業等高度化推進資金により、木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給の円滑化を図るための資金等を低利で融通するなどの措置を講じた。

第3節 水 産 業

1 施策の背景

古来より水産物は、我が国国民の重要な食料であり、食の多様化が進む現在においても、その消費量は、他の国と比較して高い水準にある。

また、地域ごとに特色のある水産物消費のあり方は、我が国の伝統行事や食文化とも強く結びついており、水産業や漁村は、人の「いのち」を支える食料としての水産物を安定的に供給するとともに、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるといった多面的な機能を有している。

しかしながら、我が国の漁業生産量は、遠洋漁場での国際規制の強まりやマイワシ資源の急速な減少により、昭和59年をピークとして大幅な減少を示した以降も、我が国周辺水域の水産資源が低位水準になっていることもあり、なお減少傾向にある。また、漁業業者の高齢化が全体として進行しているほか、昨今の貿易自由化の流れの活発化により、我が国水産業をめぐる情勢は、厳しさを増している。

こうした状況に適切に対応し、国民のニーズと社会情勢に即しつつ、水産業・漁村を将来にわたって持続的に発展させていくことは重要な課題である。

我が国には、先人たちの長年の努力により、水産に関する多くの技術や知見が蓄積されている。また、我が国周辺水域は、世界の主要漁場の一つと言われる豊かな漁場である。これらの長年の蓄積と漁場の能力を最大限に活用し、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することができれば、我が国水産業には大きな発展の可能性がある。

政府は、この可能性の扉を大きく開くとともに、次の世代に引き継ぐことにより、将来にわたって、「水産基本法」（平成13年法律第89号）の基本理念である「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を確かなものとしなければならない。

今後とも、「水産基本法」に基づき策定した「水産基本計画」に従い、国民の参加と合意を得つつ、水産施策を総合的かつ計画的に推進して参る所存である。

2 講じた施策の重点

平成17年度においては、「水産基本法」及び「水産基本計画」に基づき、平成24年を目標年とする水産物の自給率目標の達成に向け、「水産資源の持続的利用の確保」を基本とした「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という基本理念のもと、各般の水産施策を積極的に推進した。

(1) 水産物の安定供給の確保に関する施策

第1は、食料である水産物の安定供給の確保である。国民に対し将来にわたって、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、HACCP（危害分析重要管理点）やトレーサビリティシステム（生産流通履歴情報把握システム）の導入等を推進し、水産物の生産から流通・消費に至る一貫した衛生管理の高度化を図った。また、消費者の合理的な選択に資するため、水産物の表示・規格対策の充実を図った。さらに、消費者に対し、水産物の栄養特性等を周知するなど水産物消費の改善を図るための普及・啓発、「食育」の推進等の施策を推進した。

第2は、排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理である。最大持続生産量を実現できる水準に水産資源を維持又は回復させることを目的として、資源水準に見合った漁獲を実現するための漁獲可能量（TAC）・漁獲努力可能量（TAE）制度の適切な運用を図るとともに、外国漁船等に対する指導・取締等に重点において漁獲量及び漁獲努力量の管理を行った。また、「資源回復計画」（緊急に資源の回復が必要

な魚種について、減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、種苗放流、漁場環境の保全等を総合的に実施することで、資源回復を図るための計画）の作成を積極的に推進するとともに、その円滑な実施を図るため、減船、休漁等を行う漁業者を対象に経営支援策等を合わせて実施した。

第3は、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理である。我が国が国際漁場における漁業生産において重要な地位を占めていること等にかんがみ、責任ある漁業国として、違法・無報告・無規制（IUU）まぐろ漁船の廃絶等に向けた取組等に重点において、地域漁業管理機関による資源管理に協力するとともに、漁業取締船の派遣等により我が国漁船による国際規制の順守を確保した。

第4は、水産資源に関する調査及び研究である。我が国周辺水域の水産資源について、TAC・TAE制度の適切な運用、「資源回復計画」の推進等を図る観点から、科学的基礎を提供するための調査・研究の充実を図った。また、国際漁業管理機関等と協力して、マグロ類、鯨類等の国際漁業資源の調査・研究を推進し、得られた成果や情報について、漁業者、国際漁業管理機関等に対し適切な提供を行った。

第5は、水産動植物の増殖及び養殖の推進である。資源評価が行われた魚種・系群のうち半数近くの資源水準が低位にある中、水産資源の積極的増大を図るため、種苗の生産技術の開発、種苗放流の推進、養殖漁場の改善計画の普及や魚病・魚類防疫対策の実施など、水産資源の増養殖の推進を図った。また、内水面においては、生物生息環境の保全や積極的な資源の増大を図ることにより、豊かな自然環境の創出と地域の活性化を推進した。

第6は、水産動植物の育成環境の保全及び改善である。水産資源の保護及び水産物の安全性の確保に資するため、水産動植物の生育環境である海洋、河川等において、水質保全対策を実施するとともに、有明海等における赤潮対策、藻場・干潟の保全・創造、漁業者が中心となった森づくりの推進、外来種対策等の施策を総合的に推進した。

第7は、排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発である。漁業に関する二国間・多国間の協議、海外漁業協力等を通じて、我が国への漁獲割当等の確保に努めた。

第8は、水産業の輸出入に関する措置である。水産資源の適切な保存及び管理、我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度等、輸入に関する措置の適切な運用を図った。また、水産物の円

滑な輸出の促進を図り、水産物需給の安定と地域の振興に資する観点から、輸出に関する施策を適切に講じた。

第9は、国際協力の推進である。開発途上地域における水産業の振興、国際的な資源の管理と持続的利用の推進等に資するため、開発途上地域への資金協力・技術協力、国際機関へのトラストファンドの拠出等を行った。

(2) 水産業の健全な発展に関する施策

第1は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成である。意欲を持って経営改善に取り組む漁業者の経営基盤を強化するため、経営資金等の融通円滑化策等を講じるとともに、漁船のリース事業を推進した。また、中核的漁業者協業体による経営改善への取組や共同利用施設の整備を推進した。

第2に、漁場の利用の合理化の促進である。「漁業法」に基づく、漁業許可制度、漁業権制度等の適切な運用を図るとともに、漁業生産構造の再編整備を推進するため、漁業者の自主的な減船に対し支援した。また、海面利用における漁業と海洋性レクリエーションの調和の確保を図った。

第3は、人材の育成及び確保である。多様な就業ルートを通じ、将来の漁業生産を担う意欲的な人材を幅広く確保するとともに、漁業者の技術及び経営管理能力の向上を推進した。また、漁業者による救命胴衣の着用の促進、海難防止・救助体制の整備等による漁ろうの安全確保、労働環境の改善等を推進した。さらに、水産に関する教育・研究の一層の推進、漁業体験学習の機会の充実を図った。

第4は漁業災害による損失の補てん等である。漁業共済制度、漁船保険制度等について、漁業者のニーズに対応するための見直しを行いつつ、適切な運用を図った。また、水産物調整保管事業等により水産物の需給・価格安定対策を推進した。

第5は水産加工業及び水産流通業の健全な発展である。水産加工・流通業が、漁業と相互に連携しつつ、国民の需要に即した水産物を供給するため、HACCP手法の導入等による衛生・品質管理体制の強化、地域水産加工品のブランド化を図るとともに、産地市場の再編整備、水産物のサプライチェーンマネジメントの改革等を推進した。このほか、水産加工残さ等のリサイクルを促進し、環境負荷への低減を図った。

第6は水産業の基盤の整備である。水産物の生産から加工流通まで一貫した水産物供給システムを構築する観点から、漁港と漁場の一体的・総合的な整備計画制度の下、漁港の整備、藻場・干潟の造成、沿岸漁場

の保全等の水産業の基盤整備を推進した。また、基盤整備の推進に当たっては、関連事業の連携や工事コストの縮減、事業評価の充実を図った。

第7は技術の開発及び普及である。国、独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等の関係機関相互間の連携を強化し、「水産研究・技術開発戦略」(平成12年6月策定)の下、資源管理の推進、漁場環境の保全、漁船漁業の構造改革等、水産業の健全な発展に資する技術の開発と実用化に向けた実証試験を効率的かつ効果的に推進した。また、地域の特性や漁業者や現場のニーズに応じた普及事業を推進した。

第8は女性の参画の推進である。農山漁村における男女共同参画社会の形成を推進するとともに、女性の漁家経営における経済的地位の向上や役割の明確化を推進した。また、女性の多様な能力の向上を図るための研修や活動等を支援し、女性が水産業等に関連する活動に参画するための環境整備を推進した。

第9は、高齢者の活動の推進である。高齢者の技術と能力を活かした水産関係活動の促進や高齢者が生きがいをもってそれらの活動を行える環境整備を推進するとともに、高齢者の福祉の向上を図った。

第10は、漁村の総合的な振興である。地域の特性に応じた水産業の展開、地域資源の活用等を通じて、漁村の経済的基盤の強化を図るとともに、集落排水施設等の生活環境の整備を水産業の基盤整備と一体的に推進した。特に、地域住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進するほか、海岸保全等の防災対策により災害時要援護者等の防護に努めた。また、漁港や漁場に放置された座礁船の撤去について、地方公共団体と協力し対策を推進した。

第11は、都市と漁村の交流等である。都市と漁村の共生・対流を推進するため、漁村における都市住民の受入体制の整備や交流活動の促進・定着等を図った。特に漁村での子どもたちの体験活動を促進し、水産業及び漁村に対する理解を深める機会の充実を図った。また、都市にはない豊かな自然やゆとり、潤いなど都市住民にとっての魅力を高めた地域づくりを進め、交流の推進に努めた。そのほか、遊漁船等海洋性レクリエーションの安全性の確保と適正な漁場利用の啓発や漁船、プレジャーボート、遊漁船の秩序ある漁港利用を図った。

第12は多面的機能に関する施策の充実である。水産業・漁村の有する多面的機能について、定量的な評価を踏まえ、支援方策の検討と国民によるコンセンサスの形成を図るとともに、多面的機能の適切かつ十分な発揮に向けた施策を推進した。

3 財 政 措 置

水産関係予算の主な内訳は、次のとおりである。

(単位：百万円)

項 目	平成17年度
(一般会計)	
1 元気が出る水産業の確立	19,272の内数
2 「海の恵み」の持続的な利用	
(1) 科学的知見に基づく資源管理の徹底	3,869
(2) 沿岸域における豊かな環境の創造	10,687
	強い水産業づくり交付金
3 安全で安心な水産物の生産・供給基盤の整備	38,822
4 有明海再生に向けた施策の推進	6,466
水産関係一般会計予算総額	317,873
(特別会計)	
漁船再保険及び漁業共済保険	18,738

注：1) 一般会計予算には、内閣府、国土交通省、財務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、項目に対応する主な事業を積み上げており、また、重複するものがある。

3) なお、予算額は補正後予算額である。